

株式会社商工組合中央金庫が実施する 矢野口自工株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する矢野口自工株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年3月18日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

矢野口自工株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

1. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が矢野口自工株式会社（「矢野口自工」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。



- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、矢野口自工の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、矢野口自工がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

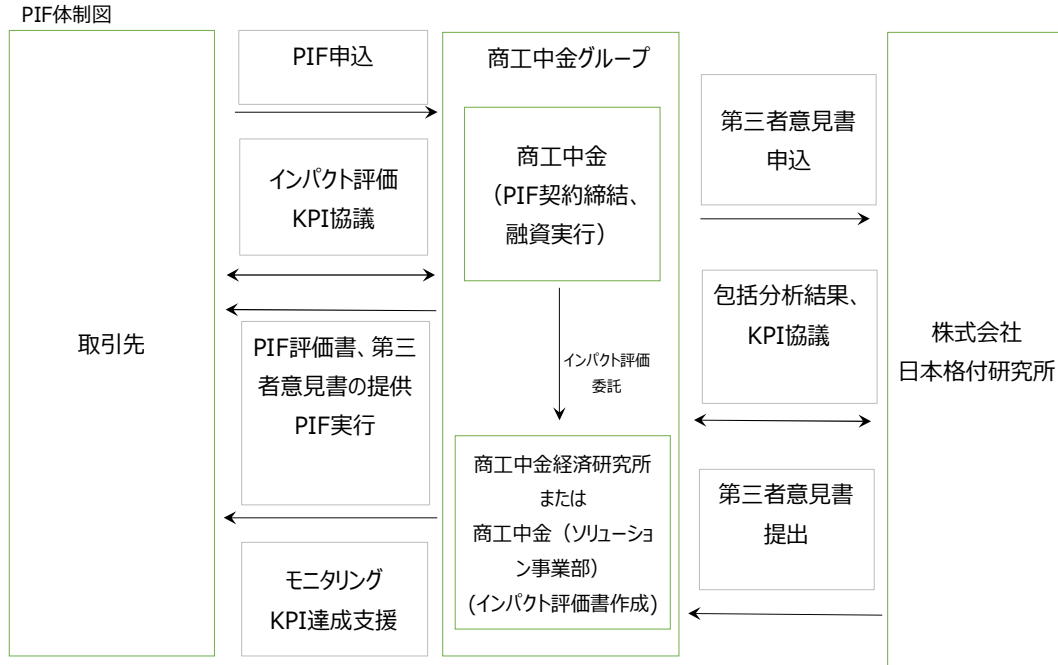
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である矢野口自工から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年 3月 18日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が矢野口自工株式会社(以下、矢野口自工)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、矢野口自工の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※に対するファイナンスに適用しています。

※中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 創業の精神・経営理念
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	矢野口自工株式会社
借入金額	シンジケートローン組成額 800,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	1 年(コミットメントライン 更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	東京都大田区城南島 4-5-8
設立	1953 年 4 月
資本金	39,000,000 円
従業員数	60 名(2024 年 12 月時点)
事業内容	・特装車両の整備、販売、レンタル ・吸引車を活用した工事請負
事業部門	① 整備部 ② 車両販売部 ③ プラント部 ④ 特装レンタル部

【業務内容】

- 矢野口自工は、社会インフラの整備や改善のために必要不可欠な「環境関連車両」である特装車両を中心とした整備、販売、レンタルの各事業を取り扱っている事業者である。業歴は 70 年を超え、1982 年には、吸引車を活用した工事請負部門としてプラント部が発足し、現在に至っている。

<整備部、車両販売部>

特装車両とは特殊な「架装」が施され池の浚渫や下水洗浄等に用いられる「強力吸引車」や「洗浄車」のことで、この特装車両の整備事業を核に、特装車両の新車・中古車販売・買取事業、吸引車・洗浄車のレンタル事業等『整備工場』の枠を超え、特装自動車にまつわるあらゆるサービスを提供している。様々な車両に携わってきた経験と醸成した知識をもとに自社開発した特装自動車や特殊輸入車を活用し、新たな工法の開発や他社では難しい工事を請け負っている。自社開発では、兼松エンジニアリングと共に「粉体吸引回収車」の特許も取得している(特許番号:特許第5024869号)。

<特装車両 作業風景 例>



資料 矢野口自工より提供

<特許技術を活用した粉体吸引回収車>



- これまでの吸引実績
- 粉末活性炭 ● サンドフラスト ● ホイラー焼却灰
 - パーライト ● 小麦粉 ● セメント ● 殻煤 ● 煙突・煙道灰
 - 集塵機ダスト その他

ツインバックの3つの特徴

- ① 従来の吸引作業と比較して吸引、容器詰め作業が1台で完結し、車両も機材も少なくて済むので、作業コストの削減が可能。
- ② 遠心分離とラメラフィルターの2段構造により粉体回収率 99.9%。
- ③ 最大風量 80 m³/min の強力パワーであり、吸引ホース 100m 以上延長可能。

資料 矢野口自工 HP より引用

<プラント部>

①御殿場市「液化窒素保冷プラント解体現場」、②「天然ガス備蓄タンク解体現場」、③製粉会社「小麦粉貯蔵サイロ」、④「大豆粉末吸引作業」、⑤東京都水再生センター「焼却炉更新現場」、⑥千葉県「清掃工場 脱臭用活性炭交換作業」等の吸引・充填作業を、ツインバック等を使用し執り行っている。



ツインバックを活用した作業風景

ツインバック

資料 矢野口自工 HP より引用

<特装レンタル部>

1台の車両に草刈、道路清掃、散水、除雪等の用途に応じた複数のメーカーのアタッチメントを装着できるドイツの LADOG 社の車両を活かした事業部である。LADOG 社の車両は、東日本大震災による福島・原子力発電所の事故により放出された放射性物質に関する道路除染作業においても活躍した。



平成 26 年 1 月 福島県植葉町内 路肩清掃中



先頭のスクイパーで道路を清掃し、後に続くターボクリーナーで除染する

アタッチメント部分

資料 矢野口自工パンフレットより引用

- 矢野口自工は、特装車業界において、販売・レンタル・整備・工事のすべてを行える希少な存在であり、引き続き「環境関連車両」である特装車両関連事業を中心に日本の環境インフラに貢献していく。

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
本社	東京都大田区城南島 4-5-8	人事、組織の管理並びに経理業務機能と各部機能
世田谷展示場	東京都世田谷区桜丘 5-35-9	車両販売部中古展示場

福島浜通り営業所	福島県双葉郡楡葉町大字山田 岡字仲丸 1-72	塗装と整備をメインに 2019 年操業 開始 敷地面積 約 1,230 坪 塗装工場棟 約 300 坪 整備工場棟 約 280 坪
----------	----------------------------	---

<本社>



資料 矢野口自工より提供

<福島浜通り営業所>

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト福島イノベーション・コースト構想に基づき、2019年に福島県双葉郡楡葉町に工場を建設した。





資料 矢野口自工 HP より引用

【関連会社】

会社名	住所	事業内容
株式会社矢野口自動車商会	東京都世田谷区桜丘 5-35-9	車両リース業

ジーエス管業株式会社	東京都練馬区三原台 2-19-9	練馬区中心に下水道管理、工事業務を行う
------------	------------------	---------------------

【沿革】

1952年	運輸省認定一種重整備工場の認定を得て、矢野口由孝氏が矢野口自動車工業株式会社を東京都品川区南大井に創業。
1959年	現在の「矢野口自工」に社名変更。資本金 2,500 万円。以降、増資を重ね、2005 年に資本金 3,900 万円となる。
1969年	東京陸運局長指定工場(いわゆる民間車検場)となる。
1976年	二代目代表の矢野口守男が東京都世田谷区に展示場を開設し、車両販売部を発足。
1982年	吸引車を活用した工事請負部門として、プラント部の発足。
1985年	現在の代表 矢野口智一は、父守男の急逝に伴い、23 歳で三代目代表となり今日に至る。
1990年	本社、整備工場を現在の大田区城南島に移転。吸引車を主体としたレンタル部の発足。
2008年	ドイツ・LADOG 社からベース車両として第一号車を輸入し、架装するアタッチメントを兼松エンジニアリング株式会社に依頼し、グリーンカットマシン“アライグマ”が誕生した。  <p><アライグマ></p> <p>資料 矢野口自工 HP より引用</p>
2012年	本社の隣接地と建物を購入し、全部門を本社に集結しワンフロア化を図る。大田区京浜島に新たな車庫を開設。ドイツ・Nothhelfer 社から道路除染車として第一号車を輸入した。  <p><Nothhelfer 社からの第一号車></p> <p>資料 矢野口自工 HP より引用</p>
2013年	福島・浜通り地区で LADOG 車と Nothhelfer 車を用いた道路除染工事に本格参入。
2014年	福島・浜通り事務所(檜葉町)を開設。
2018年	ジーエス管業株式会社をグループ化。シート自動開閉式ダンプカー開発・製

	造。
2019年	福島浜通り営業所開設。
2022年	福島浜通り営業所 指定整備工場認可。

*日本の外交政策を内外に知らせることを重点に、途上国援助事業等で活動している一般社団法人日本外交協会への協力として、2017年には消防自動車4台をウルグアイ共和国へ寄贈、2019年には、福島県楡葉町の楡葉町南小学校、楡葉中学校へ学習机を寄贈する等の社会貢献を実施している。

<一般社団法人日本外交協会からの感謝状>

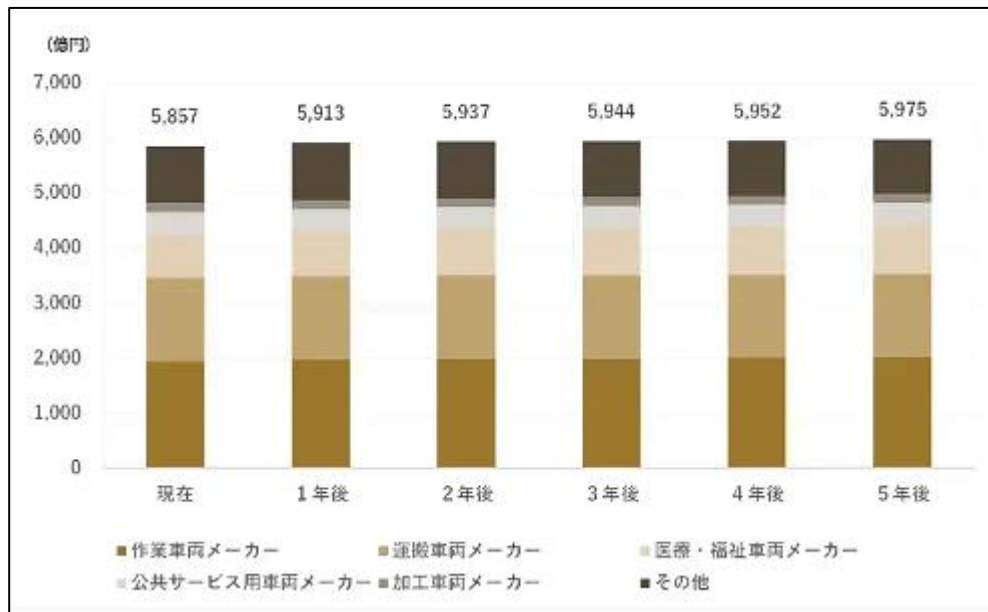


資料 矢野口自工より提供

2.2 業界動向

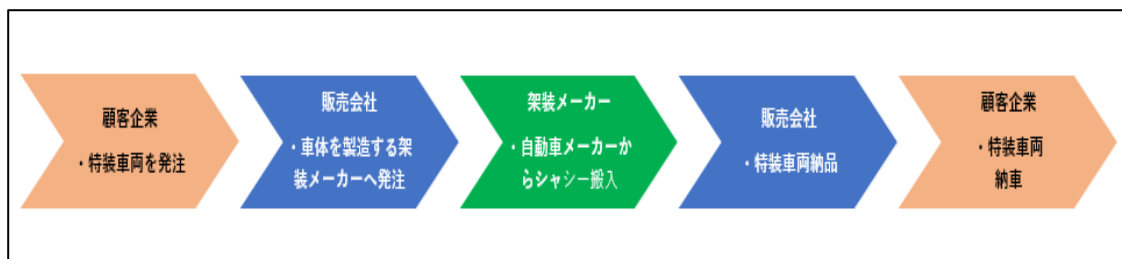
■ 特装車両の市場規模・市場推移について

- xenoBrain によれば、特装車両の日本国内市場規模は、2024 年で 5,857 億円とされており、今後 5 年間で 2.01%成長し 5,975 億円に達すると予測されている。成長率を内訳別に見ると、運搬車両メーカー(-0.51%)の市場縮小が予測されるも、医療・福祉車両メーカー(+10.12%)、作業車両メーカー(+4.16%)、公共サービス用車両メーカー(+2.56%)の成長が寄与し、全体として 2.01%の成長と予測している。



資料 xenoBrain「市場規模 5年間の推移予測」より引用

■ 特装車両の商流について



資料 商工中金経済研究所が作成

- 企業を中心とした顧客が自動車販売会社へ特装車両を発注した後、販売会社の指示に基づき、顧客が求める車体を製造する架装メーカーへ自動車メーカーからシャシーが搬入される。その後、架装メーカーが完成した特装車両について販売会社を通じて顧客に納車するのが主な商流になる。
- 特装車両の大手メーカーである新明和工業の 2024 年 5 月 17 日発表の「新中期経営計画」では、特装車事業は、成長力強化事業ではなく、収益力強化事業として位置付けられ、「事業環境好転への増産対応と、競争力強化への投資による収益力の強化、資本効率の改善」を目指して

いる。xenoBrain による特装車両の市場推移や特装車両の国内トップメーカーの経営計画からは、今後も特装車両市場については堅実な推移が期待出来る。

2.3 創業の精神・経営理念

創業の精神	
【お役立ちの精神】	こだわりを持った整備工場で業界・お客様のお役に立ちたい
【職人気質の精神】	技術屋一人ひとりの個性・持ち味を尊重し持てる力を十二分に発揮できる職場を創りたい
【独創性の精神】	技術力に長けた独創性のある整備工場を創りたい
【自律の精神】	自己に厳しく、正直で筋を通した生き方をして欲しい
【相互信頼の精神】	約束を守り、人の和とご縁を大切にしたい組織を創りたい
【不屈の精神】	仕事は「断らない・嫌がらない・諦めない」で何があってもやり抜く

創業の精神は、創業者・矢野口由孝氏の自叙伝「私の自動車人生六十五年」をもとに、三代目社長である現代表取締役・矢野口智一氏が作成した。創業者の事業への思い・顧客への思い入れ・一緒に働く社員への思い・生き様が投影されている。

経営理念	
【私たちの使命】	私たちは、特装自動車を核とした整備・販売・レンタル事業とそれらを用いた開発工事事業を通して、お客様の発展・繁栄を支援し、安全な社会づくりに貢献します。
【私たちの目標】	私たちは、特装自動車業界において、他にはまねのできないニッチなマーケットを創造し、国内オンリーワンかつナンバーワン企業を目指します。
【私たちの行動指針】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、お客様のご要請は「断らない・嫌がらない・諦めない」で、何があってもやり抜きます。 2. 私たちは、専門知識と応用技術力を高め、独創性のある仕事を創造します。 3. 私たちは、お客様とのご縁を大切に、迅速な行動で、相互信頼関係を築きます。 4. 私たちは、「技術屋魂」を持って切磋琢磨し、質の高い仕事を追及します。 5. 私たちは、各種法令を遵守し、社会的倫理観の高い組織を育てます。会社は、社員に活躍の場を提供し、家族と共に充実した人生が送れるよう積極的に支援します。

創業の精神を基本に、現代表取締役・矢野口智一氏自身の会社経営における約束・生き方・価値観を「経営理念」として表現したもので、経営理念は、矢野口自工の「使命・目標・方向性、社員としての行動規範」を定めている。

2.4 事業活動

矢野口自工は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

自然環境面

■ 「特装レンタル車両以外の社有車における HV・PHV・EV 化」の取り組み

- 特装レンタル部が保有するレンタル車両以外で、営業車等の社有車を 26 台所有しており、内 8 台を HV 化している。今後も、社有車の代替期を捉え、環境に配慮した低燃費の HV・PHV・EV 化としていく予定である。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「気候の安定性」「資源強度」(特装レンタル車両以外の社有車における HV・PHV・EV 化)

■ 「塗装工程での環境配慮型塗料の使用」の取り組み

- 整備工場では特装車両の塗装処理を実施している。使われる塗料においては、従来の揮発性有機化合物(VOC)を含んだ溶剤塗料のみではなく、全体の 60%で有機化合物の使用量を削減した環境配慮型の塗料(環境配慮型 2 液アクリルポリウレタン樹脂塗料)を使用している。溶剤塗料の製造にあたっては、水源や土壌の汚染につながるケースもあり、溶剤塗料の使用削減は、安全な水の確保、大気汚染や土壌汚染の低減につながる。今後も、環境配慮型塗料の使用の推進に取り組む。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「水域」「大気」「土壌」(塗装工程での環境配慮型塗料の使用)

■ 「環境に配慮したレンタル車両等の保有」の取り組み

- 特装レンタル部では、2024 年 12 月末時点で所有している特装車両本社 33 台、福島浜通り営業所 27 台、LADOG 社の車両 4 台の計 64 台は、全て尿素 SCR システム(*1)を搭載している。特装車両のレンタル提供は、利用者が必要に応じ使用することから、特装車両の生産抑制、廃棄の抑制につながり「資源強度」「廃棄物」のポジティブに貢献する。

(*1)尿素 SCR(Selective Catalytic Reduction)システムとは、排出ガス浄化技術の一つで、ディーゼルエンジンから排出される有害物質である窒素酸化物(NOx)をアンモニアと化学反応させることで、窒素と水に分解して窒素化合物を浄化し、排出させるシステムのこと。

- プラント部では、特装車両を 2024 年 12 月末時点で 20 台を所有している。特装レンタル車両と同様に、全て尿素 SCR システムを搭載している。

【特定されたインパクト】ポジティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」(特装車両のレンタル提供)、
「大気」(環境に配慮したレンタル車両の保有)、ネガティブ・インパクト「大気」(環境に配慮した自社使用特装車両の保有)

■ 「整備工場で発生する廃油処理」の取り組み

- 整備工場で発生するエンジンオイル・ミッションオイルについては、法律を遵守した上で 100%業者に引き取って貰っている。引取業者では、再生重油等 100%リサイクルを実施しており、限られた再生不可能な天然資源である原油の効率的な使用、廃棄物の発生の抑制につながっている。

る。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「資源強度」「廃棄物」(整備工場で発生する廃油処理)

社会面

■ 「BCP(事業継続計画)の策定」の取り組み

- 特装レンタル部で保有している LADOG 社の車両は、除雪作業や道路除染作業にも使われるとともに、その他の特装車両も、自然災害からの復旧において活躍している。自然災害対策の重要性が高まっている中(国土交通白書 2024 より)、矢野口自工としても、自然災害における特装車両の迅速な展開を図るために、BCP の策定に取り組む。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「自然災害」(BCP(事業継続計画)の策定)

■ 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の取り組み

- 年間休日数は、2022 年度 124 日、2023 年度 125 日、2024 年度 123 日と、令和 5 年就労条件総合調査の企業規模 30～99 人の平均 109.8 日を上回っている。年間の有給休暇平均取得日数でも、2022 年度 9.2 日、2023 年度 10.7 日、2024 年度は 12 月時点で 10.6 日と令和 5 年就労条件総合調査の企業規模 30～99 人の平均 9.6 日を上回っている。一方、プラント部では、工事の都合上、残業が集中するケースも多く、会社全体の月平均の残業時間は、2022 年度 27.4 時間、2023 年度 27.1 時間、2024 年度は 12 月時点で 26.7 時間になっている(毎月勤労統計調査令和 5 年分結果確報における事業所規模 5 人以上の所定外労働時間は、月平均 10 時間、内一般労働者 13.8 時間である)。ワーク・ライフ・バランス全体としてみると、年間休日数や有給休暇取得により、めりはりが利いた長時間労働の抑制が図られている。なお、可視化による管理で、少しでも残業時間の抑制を図るべく、2024 年 10 月には勤怠システムを導入した。
- 育児休業制度については、制度の社内周知の徹底や家族手当(子供手当 月 2,000 円)申請時を捉えた再度の育児休業制度の説明により、育児休業制度の推進を図っている。育児休業の取得率は 2022 年度から、2024 年度まで毎年 100% (2022 年度対象者男性 1 名、2023 年度対象者男性 3 名、2024 年度対象者男性 2 名、女性 2 名)と推進されている。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(ワーク・ライフ・バランスの推進)、「社会的保護」(育児休業制度の推進)

■ 「労災事故発生の抑制」の取り組み

- 各部毎に、月 1 回部会議や安全会議を実施している。会議では、ヒヤリハット事例やイレギュラー事例の内容紹介を中心に実施し、再発防止の徹底を図ることにより、労災事故発生の抑制に努めている。今後は、主に整備部やプラント部を中心に、事例の更なる周知徹底による再発防止を図っていくことや、労災事故発生抑制のための外部研修を実施する等で労災事故発生の抑制に取り組んでいく。

【特定されたインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(労災事故発生の抑制)

■ 「雇用機会の拡大提供」の取り組み

- 業容の拡大に伴って、従業員数の拡大を実施している。特に 2014 年 1 月期は従業員数 40 名であったが、2014 年に福島営業所を開設したこともあり増加し、2024 年 12 月時点では、60 名まで増加している。引き続き、業容を拡大し雇用機会の拡大提供に取り組んでいく。

【特定されたインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」(雇用機会の拡大提供)

■ 「賃金の引き上げ」の取り組み

- 職場環境の改善の一つとして、賃金の引き上げは重要な要素と捉え、賃金の引き上げに取り組む 2024 年 4 月には、前期比+12%のベースアップを実施した。

【特定されたインパクト】ポジティブ・インパクト「賃金」(賃金の引き上げ)

社会経済面

■ 「サプライチェーンへの貢献」の取り組み

- 整備部では、東京を中心に中小委託事業者を約 60 社、福島浜通り営業所では、福島県双葉郡楢葉町周辺で中小委託事業者を約 10 社有する。整備部門では、年間約 3,300 台の整備を、プラント部等での工事関連では、年 380 ヶ所前後の工事を行っている。工事エリアでは、ほぼ全国のため、中小委託事業者については全国各地に有している。このように、矢野口自工の事業展開にあたっては、整備部、プラント部を中心に各地のサプライチェーンに貢献している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」(サプライチェーンへの貢献)

■ 「零細・中小事業者への貢献」等の取り組み

- 特装レンタル部では、2024 年 12 月末時点で特装車両を本社 33 台、福島浜通り営業所 27 台、LADOG 社の車両 4 台の計 64 台を有しており、福島を始めとした全国の零細・中小工事業業者等に特装車両をレンタルしている。特装車両のレンタルは車両への初期投資、維持費を必要としないことから、企業の経営基盤が弱い零細・中小工事業業者の事業展開に貢献している。なお、レンタル車両については、矢野口自工内で整備部を有しており、レンタル特装車両の維持管理が徹底されている。特装レンタル部での特装車両利用期間は 5 年で、経過後は中古市場で売却しており、基本的に廃車はない。またプラント部で所有している特装車両も特装車両と同様に、使用后、中古市場で売却し、基本的に廃車はない。特装車両の中古市場での売却は、再生不可能な天然資源である鉄等の効率的な使用につながることから「資源強度」のネガティブの緩和に、廃車を発生させないことから「廃棄物」のネガティブの緩和に貢献する。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」(零細・中小工事業者への貢献)、ネガティブ・インパクト「資源強度(自然環境面)」「廃棄物(自然環境面)」「レンタル特装車両等の中古市場での売却による廃車の抑制」

■ 「インフラ整備・維持への貢献」の取り組み

- 社会インフラの整備や改善のために必要不可欠な「環境関連車両」の整備・販売・レンタルの他、御殿場市「液化窒素保冷プラント解体現場」や「天然ガス備蓄タンク解体現場」といったインフラ関連工事や草刈・道路清掃・散水・除雪工事等のインフラ維持に欠かせない事業を行っている。矢野口自工の事業展開は、車両関連・工事関連ともに日本全国のインフラの整備・維持に貢献している。

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「インフラ」(インフラ整備・維持への貢献)

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済(人間の集団的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境(プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	自動車販売業、自動車整備・修理業、自動車賃貸・リース業、その他の土木事業
ポジティブ・インパクト	移動手段、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ、資源強度、廃棄物
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、文化と伝統、賃金、社会的保護、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
雇用	➤ 雇用機会の拡大提供

賃金	➢ 賃金の引き上げ
零細・中小企業の繁栄	➢ サプライチェーンへの貢献 ➢ 零細・中小工事業者への貢献
インフラ	➢ インフラ整備・維持への貢献
大気	➢ 環境に配慮したレンタル車両の保有
資源強度、廃棄物	➢ 特装車両のレンタル提供

■ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
自然災害	➢ BCP の策定
健康および安全性	➢ ワーク・ライフ・バランスの推進 ➢ 労災事故発生の抑制
社会的保護	➢ 育児休業制度の推進
気候の安定性、資源強度	➢ 特装レンタル車両以外の社有車における HV・PHV・EV 化
水域、大気、土壌	➢ 塗装工程での環境配慮型塗料の使用
大気	➢ 環境に配慮した自社使用特装車両の保有
資源強度、廃棄物	➢ 整備工場で発生する廃油処理 ➢ レンタル特装車両等の中古市場での売却による廃車の抑制

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
移動手段	➢ 特装車両は、移動手段もしくはモビリティへのアクセスへの貢献とは関連していないことから特定しない。

<ネガティブ・インパクト>

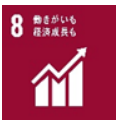
インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➢ 土木現場では強制労働に資する事業は行っていない。
文化と伝統	➢ 土木現場では、事業は清掃工事等であり歴史的・文化的遺産の破壊や改変につながる事業は行っていない。
賃金	➢ 賃金水準は地域の同業界並み以上である。
民族・人種平等	➢ 外国人労働者に差別的な待遇はしていない。不法移民労働者を受け入れしておらず、事業との関連は想定されない。
その他の社会的弱者	➢ 不法移民労働者を受け入れしておらず、事業との関連は想定されない。
生物種	➢ 生息地の破壊による動植物の喪失、生態系を悪化させる事象を発

	生ずる事業は行っていない。
生息地	➤ 生息地の破壊による動植物の喪失、生態系を悪化させる事象を発生ずる事業は行っていない。

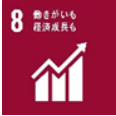

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

矢野口自工は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下、KPI という)を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。


【ポジティブ・インパクト】



特定したインパクト	雇用		
取組内容(インパクト内容)	・雇用機会の拡大提供		
KPI	● 2028 年度には、従業員数を 2024 年 12 月の 60 名から 70 名にする。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 福島営業所の拡大やプラント部の増強とともに、東京、福島以外からも採用活動を実施し従業員数を増加させる。		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	



特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄、インフラ、大気、資源強度、廃棄物		
取組内容(インパクト内容)	・サプライチェーンへの貢献、零細・中小工事業者への貢献、特装車両のレンタル提供		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● プラント部の売上高を 2023 年度の 766 百万円から 2028 年度には 850 百万円とする。 ● 特装レンタル部の保有車両台数を 64 台から 2028 年度には、80 台とする。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ツインバック 展示会 見本市への出店による認知度拡大・販路拡大やプラント部従業員の積極的採用(マンパワーの増加ならびサプライチェーンの拡大)によりプラント部の売上高の拡大を図る。 ➢ 特装レンタル車両の保有台数の増加は、利用者は車両への初期投資、維持費を必要とせずに済むことから、企業の経営基盤が弱い零細・中小工事業者の事業展開に貢献するとともに、特装車 		

		<p>両のレンタル提供は、利用者が必要に応じ使用するから、特装車両の生産抑制、廃棄の抑制につながる。</p> <p>➤ 特装レンタル部の保有車両は、全て尿素SCRシステムを搭載と環境に配慮した車両としている。2028年度の80台についても、全て尿素SCRシステム等の環境に配慮した車両とする。</p>	
貢献するSDGsターゲット	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	




【ネガティブ・インパクト】



特定したインパクト	自然災害		
取組内容(インパクト内容)	・BCPの策定		
KPI	● 2026年度までにBCPを策定し、以降、毎年見直しを実施する。		
KPI達成に向けた取り組み	<p>➤ 特装レンタル部で保有しているLADOG社の車両は、除雪作業や道路除染作業にも使われるとともに、その他の特装車両も、自然災害からの復旧において活躍している。自然災害対策の重要性が高まっている中矢野口自工としても、自然災害における特装車両の迅速な展開を図るために、BCPの策定に取り組む。</p>		
貢献するSDGsターゲット	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	


	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容(インパクト内容)	・労災事故発生の抑制		
KPI	● 2027年までに労基署宛労働者死傷病報告件数0件とし、以降も0件を維持する。		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 各部毎に、月1回部会議や安全会議を実施している。会議では、ヒヤリハット事例やイレギュラー事例の内容紹介を中心に実施し、再発防止の徹底を図ることにより労災事故発生の抑制に努めている。今後は、主に整備部やプラント部を中心に、事例の更なる周知徹底による再発防止を図っていくことや、労災事故発生抑制のための外部研修を実施する等で労災事故発生の抑制に取り組んでいく。 		
貢献するSDGsターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、資源強度		
取組内容(インパクト内容)	・特装レンタル車両以外の社有車におけるHV・PHV・EV化		
KPI	● 2028年度には、レンタル車両以外で、営業車等の社有車のうち、5台をHV・PHV・EV化する。		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 特装レンタル部が保有するレンタル車両以外で、営業車等の社有車を26台所有しており、内8台をHV化している。今後も、社有車の代替期を捉え、HV・PHV・EV化していく。 		

貢献する SDGs ターゲット	3.9	2030 年までに、有害物質や大気・水質・土壌の汚染による死亡や疾病の数を大幅に減らす。	
	11.6	2030 年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	水域、大気、土壌		
取組内容(インパクト内容)	・塗装工程での環境配慮型塗料の使用		
KPI	● 環境配慮型塗料の使用割合を 2024 年度の 60%から 2028 年度には 80%とする。		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 整備工場では特装車両の塗装処理を実施している。使われる塗料においては、従来の揮発性有機化合物(VOC)を含んだ溶剤塗料のみではなく、全体の 60%で有機化合物の使用量を削減した環境配慮型の塗料(環境配慮型 2 液アクリルポリウレタン樹脂塗料)を使用している。溶剤塗料の製造にあたっては、水源や土壌の汚染につながるケースもあり、溶剤塗料の使用削減は、安全な水の確保、大気汚染や土壌汚染の低減につながる。今後も、環境配慮型塗料の使用を推進に取り組む。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	3.9	2030 年までに、有害物質や大気・水質・土壌の汚染による死亡や疾病の数を大幅に減らす。	
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	

	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
--	------	--	---

■ ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進 	<p>・年間休日数は、2022 年度 124 日、2023 年度 125 日、2024 年度 123 日と、令和 5 年就労条件総合調査の企業規模 30～99 人の平均 109.8 日を上回っている。年間の有給休暇平均取得日数では、2022 年度 9.2 日、2023 年度 10.7 日、2024 年度は 12 月自連で 10.6 日と令和 5 年就労条件総合調査の企業規模 30～99 人の平均 9.6 日を上回っている。一方、プラント部では、工事の都合上、残業が集中するケースも多く、会社全体の月平均の残業時間は、2022 年度 27.4 時間、2023 年度 27.1 時間、2024 年度は 12 月時点で 26.7 時間になっている(毎月勤労統計調査令和 5 年分結果確認における事業所規模 5 人以上の所定外労働時間は、月平均 10 時間、内一般労働者 13.8 時間である)。ワーク・ライフ・バランス全体としてみると、年間休日数や有給休暇取得により、めりはりが利いた長時間労働の抑制が図られており、ワーク・ライフ・バランスの推進がなされ、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI を設定しない。</p>

社会的保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 育児休業制度の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度については、制度の社内周知の徹底や家族手当(子供手当 月 2,000 円)申請時を捉えた育児休業制度の再度の説明により、2022 年度、2023 年度、2024 年度とも 100%(2022 年度対象者男性 1 名、2023 年度対象者男性 3 名、2024 年度対象者男性 2 名、女性 1 名)と推進されており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI を設定しない。
大気	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境に配慮した自社使用特装車両の保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント部では、特装車両を 2024 年 12 月末時点で 20 台を所有している。特装レンタル車両と同様に、全て尿素 SCR システムを搭載しており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI を設定しない。
資源強度、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整備工場で発生する廃油処理 ➤ レンタル特装車両の中古市場での売却による廃車の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備工場で発生するエンジンオイル・ミッションオイルについては、法律を遵守した上で 100%業者に引き取って貰っている。引取業者では、再生重油等 100%リサイクルを実施していることから、ネガティブが十分に緩和されており「整備工場で発生する廃油処理」について KPI を設定しない。 ・レンタル車両については、矢野口自工内で整備部を有しており、レンタル特装車両の維持管理が徹底されていること、特装レンタル部での特装車両利用期間は 5 年で、経過後は、中古市場で売却しており、基本的に廃車はなく、ネガティブが十分に緩和されていることから、「レンタル特装車両の中古市場での売却による廃車の抑制」について KPI を設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

矢野口自工では、本ファイナンスに取り組むにあたり、矢野口 智一代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、矢野口 智一代表取締役を最高責任者、矢野口自工の後継者である経営企画部 矢野口陸次長をプロジェクト・リーダーとし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	矢野口 智一
(プロジェクト・リーダー)	経営企画部次長	矢野口 陸
(事務局)	管理部	
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、矢野口自工と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、矢野口自工と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。矢野口自工は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190